

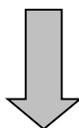
手続の流れ

眺望空間保全区域内の建築計画

眺望空間保全区域内である場合は、あらかじめ標高規制値を御確認ください。
なお、眺望空間保全区域内の標高規制値については、景観情報共有システム等で確認することが出来ます。
計画内容を事前に相談したい場合は、事前相談依頼書にて申し出てください。



認定申請書の提出



審査
(標高規制値の範囲内である場合、
2週間程度)

認定通知書の交付 及び 認定申請書副本の返却



建築確認申請手続

建築確認申請の手続が必要な場合は、建築確認申請に先立ち、認定申請の手続を完了させてください。



工事着工 ⇒ 工事完了



行為完了届の提出



完了検査
(認定内容に適合する場合)

完了検査済証の交付